

議案第90号

富士見市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市総合計画審議会条例（平成元年条例第2号）の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和2年11月24日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

富士見市総合計画審議会の所掌事務の見直し等をするため、富士見市総合計画審議会条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

富士見市総合計画審議会条例（平成元年条例第2号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

富士見市総合計画等審議会条例

第1条中「富士見市総合計画（基本構想及び基本計画をいう。）を策定するため、富士見市総合計画審議会」を「市の総合計画等（富士見市自治基本条例（平成16年条例第9号）第18条に規定する基本構想及び基本計画（基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。）並びにまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。以下同じ。）に関する事項を調査審議するため、富士見市総合計画等審議会」に改める。

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- (1) 総合計画等の策定及び検証に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

第3条第1項中「12人」を「15人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（富士見市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の廃止）

- 2 富士見市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例（平成27年条例第1号）は、廃止する。

（富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中 2 1 の項を削り、2 2 の項を 2 1 の項とし、2 3 の項から 7 3 の項までを
1 項ずつ繰り上げる。